(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
長野県	北安曇	小谷村
岐阜県		高山市
京都府		福知山市
高知県		安芸市

○総務省告示第百二十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の四十第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百九十七号（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十五号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則中「ソフトバンクテレコム株式会社」を「ソフトバンクモバイル株式会社」に改める。

○総務省告示第百三十号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則の表中「一・二四」を「一・二五」に、「一・一五」を「一・一六」に、「一・一二」を「一・一三」に、

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
「〇・九七」を「〇・九八」に、	
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九六
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

を　に、　を　に、　を　に、　を　に

改め、同表に次のように加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十一号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

本則の表中「一・四五」を「一・四六」に、「一・三七」を「一・三八」に、「一・三四」を「一・三五」に、「一・二四」を「一・二五」に、「一・一五」を「一・一六」に、「一・一二」を「一・一三」に、

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
「〇・九七」を「〇・九八」に、	
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九六
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇

を　に、　を　に、　を　に、　を　に

改め、同表に次のように加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇